

## 成果物募集に関するQ&amp;A

No.	カテゴリ	質問	回答
1	成果物の公開範囲	知的財産権を守るため、成果物を全て公開されると困る。成果物の公開範囲について、教えてほしい。	ご提出いただいた成果物は審査のため審査員、事務局、NEDO、経済産業省に開示されますが、審査以外の目的で無断で外部公開することはございません。事務局側で提出物をもとに情報公開を行う場合は公開前に提出者へ確認を行います。非公開としたい部分につきましては報告書内で非公開事項として記載いただければと存じます。なお、懸賞金事業としてのコンテストの結果、どのようなソリューションが懸賞金を獲得したかについては関心が高まっており、量子産業の発展を促進するためにも、可能な範囲で取り組みの内容や開発のポイントを公開していただきたいと考えており、公開内容については確認のうえ、ご相談させていただければと考えております。
2	成果報告書の言語	成果報告書を英語で作成してもよいでしょうか。	成果報告書は日本語で作成・提出をお願いいたします。
3	応募時のメンバー	成果物を論文として発表したい場合に解決案応募時のメンバーに含まれていない人物を共著に加えることは可能でしょうか。	解決案募集時点では参加していなかったメンバーが後から参加し、作成した成果物について、論文の共著者に後から参加したメンバーを加えることは可能です。成果物募集では利害関係者を把握するため、論文の共著者に含まれる研究協力したメンバーは全てメンバーとして記載するようお願いいたします。なお、成果物募集に提出した成果を論文とする場合は論文の共著者に成果物募集へ応募したチームの代表者（懸賞金の受け取り名義人）を含めるようお願いいたします。